

日本学術会議——その成立過程,機構及び歴史

九大理 蔵 本 由 紀

1. 成立過程と理念

敗戦前のわが国の学術研究体制は帝国学士院,学術研究会議及び日本学術振興会を三本の柱としていたが,それらはいずれも東大中心の学閥支配の下に,政府及び軍と結びつき戦時中には大がかりな研究の軍事動員も行なわれた。ところが,この研究体制は敗戦とともに崩壊し,1949年1月日本学術会議(JSC)が誕生した。学術会議のかかげる理念は学術会議法の前文にもあるように,『科学が文化国家の基礎であるという確信に立って科学者の総意の下にわが国の平和的復興,人類社会の福祉に貢献し,世界の学会と提携して学術の進歩に寄与することを使命』とするものである。ここには科学の進歩=善ということが,いささかの疑いもなく表明されており,前近代的な非合理性の桎梏からはじめて解放された科学者にとってそれは全く当然な確信であった。しかし以後20年経た今日,科学の進歩ということの意味内容が現代科学の社会における位置づけという視点をふまえた上で問い直さなければならない段階に来ていると思われる。学術会議の任務は次の2つであるとされた。(1)科学を行政に反映させること。(2)研究の連絡を図り,その能率を向上させること。しかしながら学術会議はそこで審議議決した事項を執行する権限はもたず,政府に対して勧告したり,事柄によっては政府の諮問を受けるといっただけの機関であり,この法的限界性は学術会議の歴史を考える上にかなり重要なことである。実際学術会議法によれば『政府は科研費関係予算及びその配分,専門科学者の検討を要する重要政策等について学術会議に諮問できる。他方学術会議は科学技術の振興,研究成果の活用,研究者の養成,科学を行政に反映させ国民生活産業に滲透させる等の為の方策,その他につき政府に勧告できる』とある。ごく外面的な見方ではあるが,諮問できるという弱い規制がたとえば43年度の科研費配分方式において政府の云いなりになってしまった一因ともみられる。勿論根本的な原因を単に制度上の問題に解消することはできず,学術会議自身が利益集団化して革新性を失い,学問そのものにも墮落をもたらしたことこそ

問題にされなければならない。

2. 学術会議の機構

学術会議は7つの部門から成る。部門順に文学、法学、経済、理学、工学、農学、医学となっている。この部門分けが当時の東大の学部割り学科割りの引き写しであることは発足当時から現在に至るまで問題とされている。全会員数は210名で各部につき30名である。会員の選出の際には30名のうち23名が全国区、7名が地方区から選ばれる。選挙権及び被選挙権については大ざっぱに云えば大学卒業後2年以上経た者で、現在研究活動に携っている者殆んどすべてがこの権利をもっと見てさしつかえない。会員は3年毎に改選され、昨年11月第8期の会員選挙が行なわれた。その時の有権者数は約16万4千人（第1期は4万人）、投票率は70.3%、立候補者は263名であった。会員は大学関係、とりわけ国立大学関係者が圧倒的に多く、特に理学部門ではこの傾向がいちぢるしい。学術会議の最高決定機関は年2回開かれる総会である。運営上の理事機関としては運営審議会があり、毎月1回開かれる。これは会長、副会長、各部部長、副部長、幹事で占められる。会長1名、副会長2名（自然科学系1名、人文科学系1名）は総会で選ばれ、各部部長、副部長、幹事は各部会で互選される。総会、運営審議会、部会のほか、特定の事項を審議するために常置あるいは臨時の委員会が設置される。更に内外の研究連絡（たとえば国際学会の開催など）のために研究連絡委員会があり、我々に関係の深い物理学研究連絡委員会（物研連）はこれに属する。物性小委員会は物研連の下部組織のひとつである。そのほか国内における研究の連絡調整のためにいくつかの特別委員会が設けられている。最近の素研問題に関連してしばしば耳にする原子核特別委員会（核特委）はこのひとつである。

3. 学術会議の歴史

以上ごく大ざっぱに学術会議の任務や機構などについて説明してきたが、発足以来20年の歴史の中で学術会議が国家権力によって如何に無力化されていたかを見よう。特にエポックをなす科学技術庁、科学技術会議、学術審議会の設置をとり上げて説明する。1956年以後わが国は国家独占資本主義の段階

に入り科学技術への需要が急激に増大するのであるが、すでにそれを見越した政府・財界は下準備として強力な科学技術行政機関を設ける必要性を感じていた。科学者の自主性が損なわれるのではないか、という危惧を除けば強力な科学技術行政は多くの科学者の要求でもあった。そして政府は1955年科学技術庁を創設した。このとき学術会議は特に強い反対を示すでもなく、単に同庁に対して次の2つの要望を出した。

- (1) 科学技術庁の任務を基本的な企画立案と総合調査にとどめること。
- (2) 原子力行政は切り離すこと。

この第2番目の要望はその後完全に無視された。

わが国の科学技術推進の方向を決定する主体が科学者から国家権力に移行したことは1959年の科学技術会議の設置に集中的に示されている。科学技術会議は国の最高の科学技術政策について政府に答申することを任務としている。即ち研究対象の選定を行ない、国公立研究所、大学、民間研究所におけるこうした研究を強力に推進する役割りである。科学技術会議設置計画に対して学術会議は反対声明を出した(1968年)が政府が科学技術会議の一員として学術会議会長を加えるという妥協案を出した際、学術会議はこれを了承してしまった。ところで科学技術会議は政府に対してきわめて強い規制力をもっている。即ち、重要な科学技術政策に関して政府は科学技術会議への諮問を義務づけられており、同時に政府は科学技術会議の答申の尊重を義務づけられている。(科学技術会議設置法) 参考までに科学技術会議の構成を示すと、議長は内閣総理大臣、議員は大蔵大臣、文部大臣、経済企画庁長官、科学技術庁長官、学術会議議長及び総理大臣が任命する学識経験者3名である。

1967年文部省設置法の一部改正により『大臣の諮問に応じ学術に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関する事項について文部省に建議すること』を目的として学術審議会をおくことが定められた。学審の取扱い事項については学術審議会令によって定められたが、同令は科学研究補助金の配分及びこれによる研究の促進に関する事項を学審が文部大臣の諮問に応じて調査審議し、又建議する事項のひとつとしている。早くも68年科研費配分方式に関して、これが具体的にあらわれてきた。更に学術会議の素研計画(これ自身がそもそも大きな問題をはらんでいるが)を学審が実質的にくつかえしたこともよく知

られている事実であり、これらについてはここで詳細には述べない。最近素研問題に関れんして核物理研究者の間に従来の学術会議のあり方に根本的な批判の目を向ける人々が新しい運動を展開する動きがあり、これが今後どのように発展してゆくかは大いに注目されるところである。以上学術会議が如何に無力化されてきたかを外面的に素描してきた。この過程は一言で云えば科学が体制化されてゆく過程に対応したものであり、民主化は唱えても社会構造に緊密にとり込まれ腐敗した科学と科学者自身の存立基盤に対する根本からの批判を行なうことができないままに科学者もまたずるずると支配体制の中にとり入れられていった過程であると云えるだろう。

追記

不十分な資料をもとにして書いたので誤りや不足の点もあるかと思う。読者の御批判を仰ぎたい。利用した文献のうち主なものは次の通りである。

1. 学術会議月報（学術振興会発行）
2. 学術月報（学術会議発行）
3. 「戦後日本の科学者運動」広重徹（中央公論社）